

令和2年度 総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準評価結果

項 目		実 施 基 準	昭和ブランチ 6月16日
運 営 体 制	職員の適正配置	1 実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	○
	専門性の確保	2 職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている	○
		3 市主催の職員研修に、参加している	○
	緊急時の体制整備	4 夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	○
	苦情解決体制の整備	5 苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している	○
	個人情報の保護	6 個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を全員が理解し、適切に運用している	○
業 務 別 取 組 み	高齢者支援のためのネットワークの構築	7 地域ケア個別会議を開催している	○
		8 ブランチ連絡会に、参加している	○
		9 地域ケア個別会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	未
		10 地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	○
	総合相談	11 総合相談実件数が、120人以上	○
		13 総合相談延件数が、600人以上	○
		15 生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対し、介護予防の視点で相談に応じ、適切な対応ができています	○
		16 他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	○
	認知症高齢者等支援	17 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている	○
		18 区認知症施策を推進する会議に参画し、取り組みに協力している	○
虐待防止・権利擁護	19 高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある	○	
	20 権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	○	
ブランチの周知活動	21 地域の支援関係者をはじめ、広く市民に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる	○	
総合結果			未

各項目において、評価基準を満たしていれば「○」、満たしていなければ「未」。
総合結果については、すべての項目が「○」ならば「◎」それ以外の場合は「未」